

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01－制度－00017 沿革（略） <u>平成 22 年 3 月 29 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条（略）</p> <p>（輸出契約等の相手方の登録）</p> <p>第 2 条 甲は、前条の輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金又は対価（以下「代金等」という。）の支払人が異なる場合には、当該相手方及び当該支払人。以下次項において同じ。）について貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成 13 年 4 月 1 日 01－制度－00027。以下「手続細則」という。）に従い登録しなければならない。</p> <p>2 甲は、前項の規定により登録された輸出契約等の相手方との取引が今後見込まれないときは、この特約書の更新時に限り、当該相手方に係る同項の登録を削除することができる。</p> <p><u>3 日本貿易保険は、第 1 項の規程により登録された輸出契約等の相手方について甲の貿易保険の利用実績が 2 年間なく、かつ、保険責任残高がないときは、この特約書の更新時に限り、当該登録を削除できるものとする。</u></p> <p>（てん補範囲等）</p> <p>第 3 条 日本貿易保険は、第 1 条の規定により保険の申込みがなされた輸出契約等については、申込後遅滞なく、約款第 3 条各号（同条第 3 号のてん補危険については、附帯別表第 1 に掲げる〇〇部門に係る輸出契約等に限る。）のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第 2 に掲げる輸出契約等については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2 日本貿易保険は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる</p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01－制度－00017 沿革（略）</p> <p>第 1 条（略）</p> <p>（輸出契約等の相手方の登録）</p> <p>第 2 条 甲は、前条の輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金又は対価（以下「代金等」という。）の支払人が異なる場合には、当該相手方及び当該支払人。以下次項において同じ。）について貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成 13 年 4 月 1 日 01－制度－00027。以下「手続細則」という。）に従い登録しなければならない。</p> <p>2 甲は、前項の規定により登録された輸出契約等の相手方との取引が今後見込まれないときは、この特約書の更新時に限り、当該相手方に係る同項の登録を削除することができる。</p> <p>（てん補範囲等）</p> <p>第 3 条 日本貿易保険は、第 1 条の規定により保険の申込みがなされた輸出契約等については、申込後遅滞なく、約款第 3 条各号（同条第 3 号のてん補危険については、附帯別表第 1 に掲げる〇〇部門に係る輸出契約等に限る。）のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第 2 に掲げる輸出契約等については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2 日本貿易保険は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる</p>	

場合には、いずれかのもの。以下この項及び第4項において同じ。)が第1号に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号に該当する事由により生じた損失を、第2号に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。

一 輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格又はGE格以外に格付けされている場合（貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準について（01-制度-00073）別紙3政府開発援助契約等（以下、「政府開発援助契約等」という。）のうち1.（1）及び2.に該当するもの（決済方法のいかんを問わない。以下、「円借款等」という。）に係る輸出契約等であって、当該輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において事故管理区分B以外に格付けされている場合を除く。）

二 輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において海外商社名簿について（平成13年4月1日 01-制度-00063）第1条に規定する海外商社名簿（以下「名簿」という。）上名簿区分P又は事故管理区分Rの場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

イ 取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）により代金等が決済される場合（ILCの発行銀行又は確認銀行が保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている場合に限る。以下同じ。）において、当該ILC取得後

ロ 円借款等（借款であって政府開発援助契約等に該当するものを含む。以下同じ。）により代金等が決済され

場合には、いずれかのもの。以下この項及び第4項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。

一 輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において海外商社名簿について（平成13年4月1日 01-制度-00063）第1条に規定する海外商社名簿（以下「名簿」という。）上名簿区分P又は事故管理区分Rの場合（取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）により代金等が決済される場合（ILCの発行銀行又は確認銀行が保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている場合に限る。以下同じ。）には、ILC取得後を除く。）

二 輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格又はGE格以外に格付けされている場合（約款第4条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失を除く。）

る場合において、当該円借款等の契約締結後

3 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより代金等が決済される場合であって当該 I L C取得後、又は円借款等により代金等が決済される場合であって当該円借款等の契約締結後に該当する場合を除く。

第3条第3項～第4項 (略)
第4条～第10条 (略)

(保険金の支払及び回収)

第11条 第5条第2号に規定する支払限度額に係る保険金の支払い及び回収については、次の各号の規定によるものとする。

- 一 保険金の支払いは、原則として保険金の支払請求に係る債権の決済期限が到来した順(約款第4条第12号に規定する事由による請求の場合には、予定されていた決済期限の順)に第5条第2号に規定する金額を上限として行うものとする。
- 二 前号の規定により計算される支払うべき保険金の額が、支払限度額から既に支払った保険金の額及び支払うこととした保険金の額の合計を控除した額(甲が回収した金額(延滞利息を除く。以下同じ。))がある場合であって、約款第34条第7項、第8項又は第10項の規定に基づき日本貿易保険に納付したときは、当該回収した金額(外貨建てのときは、約款第36条第2項第3号に基づき邦貨に換算するものとする。)に損失額に対する支払保険金額の割合を乗じて得た額(以下「修正回収元本」という。)を加算した後の金額。以下「支払可能額」という。)を超えることとなった場合には、支払可能額を限度として保険金を支払う。

3 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより代金等が決済される場合を除く。

第3条第3項～第4項 (略)
第4条～第10条 (略)

(保険金の支払及び回収)

第11条 第5条第2号に規定する支払限度額に係る保険金の支払い及び回収については、次の各号の規定によるものとする。

- 一 保険金の支払いは、原則として保険金の支払請求に係る債権の決済期限が到来した順(約款第4条第12号に規定する事由による請求の場合には、予定されていた決済期限の順)に第5条第2号に規定する金額を上限として行うものとする。
- 二 前号の規定により計算される支払うべき保険金の額が、支払限度額から既に支払った保険金の額及び支払うこととした保険金の額の合計を控除した額(甲が回収した金額(延滞利息を除く。以下同じ。))がある場合であって、約款第34条第7項、第8項又は第10項の規定に基づき日本貿易保険に納付したときは、当該回収した金額に損失額に対する支払保険金額の割合を乗じて得た額(以下「修正回収元本」という。)を加算した後の金額。以下「支払可能額」という。)を超えることとなった場合には、支払可能額を限度として保険金を支払う。

三 一の特約期間中に支払限度額を増額したときは、支払限度額を増額する前に締結された保険契約についての保険金の支払は、支払限度額を増額する前に締結された保険契約について算出した支払可能額の範囲内とし、支払限度額を増額した後に締結された保険契約についての保険金の支払は、増額した後の支払可能額の範囲内とする。

ただし、支払い得る保険金の額は、増額した後の支払限度額（既に支払った保険金及び支払うこととした保険金がある場合には、当該保険金の合計額相当額を控除し、既に支払った保険金について甲が約款第 34 条第 7 項、第 8 項又は第 10 項の規定に基づき回収金を日本貿易保険に納付したときは、修正回収元本相当額を加算した額）を上限とする。

四 同一人を相手方とする複数の輸出契約等に係る保険契約であって、二以上の特約期間において締結された保険契約についての保険金の支払は、当該保険契約が締結された各々の特約期間における支払可能額の範囲内とする。

ただし、支払い得る保険金の額は、各々の特約期間における支払限度額のうち、いずれか大きい額（既に支払った保険金及び支払うこととした保険金がある場合には、当該保険金の合計額相当額を控除し、既に支払った保険金について甲が約款第 34 条第 7 項、第 8 項又は第 10 項の規定に基づき回収金を日本貿易保険に納付したときは、修正回収元本相当額を加算した額）を上限とする。

五 甲が、輸出契約等の相手方から債務の返済を受けた場合には、原則として輸出契約等の相手方に対して有する債権の決済期限の到来した順に回収されたものとみなす。

第 2 項 （略）

第 12 条～第 17 条 （略）

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附帯別表 1～3 （略）

三 一の特約期間中に支払限度額を増額したときは、支払限度額を増額する前に締結された保険契約についての保険金の支払は、支払限度額を増額する前に締結された保険契約について算出した支払可能額の範囲内とし、支払限度額を増額した後に締結された保険契約についての保険金の支払は、増額した後の支払可能額の範囲内とする。

ただし、支払い得る保険金の額は、増額した後の支払限度額（既に支払った保険金及び支払うこととした保険金がある場合には、当該保険金の合計額相当額を控除し、既に支払った保険金について甲が約款第 34 条第 7 項、第 8 項又は第 10 項の規定に基づき回収金を日本貿易保険に納付したときは、修正回収元本相当額を加算した額）を上限とする。

四 同一人を相手方とする複数の輸出契約等に係る保険契約であって、二以上の特約期間において締結された保険契約についての保険金の支払は、当該保険契約が締結された各々の特約期間における支払可能額の範囲内とする。

ただし、支払い得る保険金の額は、各々の特約期間における支払限度額のうち、いずれか大きい額（既に支払った保険金及び支払うこととした保険金がある場合には、当該保険金の合計額相当額を控除し、既に支払った保険金について甲が約款第 34 条第 7 項、第 8 項又は第 10 項の規定に基づき回収金を日本貿易保険に納付したときは、修正回収元本相当額を加算した額）を上限とする。

五 甲が、輸出契約等の相手方から債務の返済を受けた場合には、原則として輸出契約等の相手方に対して有する債権の決済期限の到来した順に回収されたものとみなす。

第 2 項 （略）

第 12 条～第 17 条 （略）

附帯別表 1～3 （略）